

当社は、連結財務諸表の監査の透明性を高める観点から、任意で「監査上の主要な検討事項」の報告を受けております。  
電子署名が付された監査報告書の原本は当社にて別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年5月17日

朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社  
取 締 役 会 御 中

### EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 小 澤 裕 治  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 窪 寺 信  
業 務 執 行 社 員

#### <財務諸表監査>

##### 監査意見

当監査法人は、朝日生命保険相互会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日生命保険相互会社及び連結子法人等の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| 1. 責任準備金の計算の正確性及び積立額の十分性に関する判断                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 監査上の対応                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>朝日生命保険相互会社の連結貸借対照表において、責任準備金4,272,203百万円が計上されている。このうち親会社である朝日生命保険相互会社の責任準備金は4,269,904百万円であり負債の部合計の約87.9%に相当する重要な割合を占めている。</p> <p>連結貸借対照表 注16.に記載のとおり、朝日生命保険相互会社は、保険契約にもとづく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項にもとづき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てている。</p> <p>また、生命保険会社は、保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された計算前提（予定死亡率、予定利率、予定事業費率等）が、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第69条第5項にもとづき、責任準備金を追加して積み立てる必要があるとされている。朝日生命保険相互会社は、第三分野保険のストレステスト及び保険計理人による将来収支分析等にもとづき、追加計上の必要性を判断している。</p> <p>この責任準備金の計算は複雑であり、保険数理に関する高度な専門性が必要となる。また、第三分野保険のストレステスト及び保険計理人による将来収支分析等に当たっては、将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となり、責任準備金の積立額の十分性を確認するために専門的な判断を必要とする。</p> <p>以上から、当監査法人は、責任準備金の計算の正確性及び積立額の十分性に関する判断が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当するものと判断した。</p> | <p>当監査法人は、責任準備金の計算の正確性及び積立額の十分性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当監査法人が属するネットワーク・ファームのIT専門家を関与させ、責任準備金の計上プロセスについて、IT全般統制を含む内部統制の整備・運用状況を評価した。また、責任準備金の計上の基礎となる決算日時点の保有契約情報の正確性・網羅性を評価した。</li> <li>・当監査法人が属するネットワーク・ファームの保険数理の専門家を関与させ、責任準備金が、算出方法書に従って正確に計算されていることを確かめるため、当期末に保有する保険契約からサンプルを抽出し、再計算を実施した。第三分野保険のストレステスト及び保険計理人による将来収支分析が、関連する法令及び「生命保険会社の保険計理人の実務基準」（公益社団法人 日本アクチュアリー会）に基づいて行われていることを確かめるため、社内規程、第三分野保険のストレステストの実施結果並びに保険計理人の意見書及び附属報告書を閲覧するとともに、過年度の計算結果との比較による検討を実施し、保険計理人に対し、質問を実施した。</li> </ul> |

| 2. 有形固定資産の減損の判定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 監査上の対応                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>朝日生命保険相互会社の連結貸借対照表において、有形固定資産360,023百万円が計上されている。このうち親会社である朝日生命保険相互会社の有形固定資産は359,493百万円であり、資産の部合計の約6.8%を占めている。また、当連結会計年度において、朝日生命保険相互会社は減損損失3,289百万円を特別損失に計上している。</p> <p>連結貸借対照表注17.に記載のとおり、朝日生命保険相互会社は、資産のグルーピング方法に関して、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業全体で1つの資産グループとし、賃貸不動産等、遊休不動産等、売却予定不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしている。複数の用途で使用されている物件のグルーピングについては、物件の用途率等に応じていずれの資産グループに属するかを決定している。</p> <p>資産グループが使用されている営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる場合等、減損の兆候が把握された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額している。</p> <p>回収可能価額は、保険事業等の用に供している不動産等、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等、売却予定不動産等については正味売却価額を利用しており、使用価値については将来キャッシュ・フローの見積りにもとづき算定し、正味売却価額については不動産鑑定評価基準にもとづく評価額または公示価格を基準とした評価額等から処分費用見込額を差し引いて算定している。</p> <p>資産のグルーピングにおいては、複数の用途で使用されている物件が、保険事業等の用に供している不動産等又は賃貸不動産等いずれの資産グループに属するかの判定を実施するが、その前提となる各物件の用途の決定に当たっては、経営者の判断を必要とする。また、減損損失の認識および使用価値の算出に用いる将来キャッシュ・フローにおける主要な仮定は、資産グループの現在の使用状況（入居率、賃料等）を踏まえた使用計画に関する将来予測が含まれる。これは不確実</p> | <p>当監査法人は、保険事業等の用に供している不動産等及び賃貸不動産等の減損の判定における資産のグルーピング並びに減損損失の認識及び使用価値の算定における将来キャッシュ・フローの見積りについて、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物件の用途に影響を及ぼす事象の有無を確認するため、取締役会及び経営会議の付議資料及び議事録を閲覧した。</li> <li>・物件の用途と使用実態が一致していることを確認するため、現況視察を実施した。</li> </ul> <p>また、当監査法人が属するネットワーク・ファームの不動産評価の専門家を関与させ、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来キャッシュ・フローの見積りの前提となる現在の使用状況（入居率、賃料等）を踏まえた使用計画について、賃貸不動産等の所管部署と協議を実施するとともに、近隣の同種物件の賃料水準に関する外部情報との比較を実施した。</li> <li>・将来キャッシュ・フローの見積期間を、主要な資産の経済的残存使用年数と比較した。</li> </ul> |

|                                                                                                                                      |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 性及び経営者による判断並びに高度な専門性を伴うものである。<br>以上から、当監査法人は、保険事業等の用に供している不動産等及び賃貸不動産等の減損の判定が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当するものと判断した。 |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

| 3. 既発生未報告支払備金の計算の正確性                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 監査上の対応                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>朝日生命保険相互会社の連結貸借対照表において、支払備金36,411百万円が計上されている。このうち親会社である朝日生命保険相互会社の支払備金は34,513百万円である。</p> <p>連結貸借対照表 注14.に記載のとおり、朝日生命保険相互会社は、当連結会計年度中に新型コロナウイルス感染症のみなし入院の入院給付金の支払対象を変更したことにより、既発生未報告支払備金について、平成10年大蔵省告示第234号第1条本則にもとづく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、2023年年3月31日改正の平成10年大蔵省告示第234号第1条第1項ただし書の規定にもとづいて計上している。具体的には新型コロナウイルス感染症のみなし入院に係る既発生未報告支払備金と新型コロナウイルス感染症のみなし入院以外に係る既発生未報告支払備金に区分して算出した額を計上している。</p> <p>この計算はITシステムに登録された給付金の支払いが新型コロナウイルス感染症のみなし入院に該当するか否かの情報にもとづいて行われるため、適切な情報が登録されていない場合、誤った既発生未報告支払備金が計上され、その金額も重要となる可能性がある。以上から、当監査法人は、当連結会計年度より計算方法を変更した既発生未報告支払備金の計算の正確性が連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当するものと判断した。</p> | <p>当監査法人は、既発生未報告支払備金の計算の正確性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当監査法人が属するネットワーク・ファームのIT専門家を関与させ、既発生未報告支払備金の計上プロセスについて、IT全般統制を含む内部統制の整備・運用状況进行评估した。</li> <li>・当監査法人が属するネットワーク・ファームの保険数理の専門家を関与させ、計算方法の妥当性を検討した。</li> <li>・計算の前提となる新型コロナウイルス感染症のみなし入院に該当するか否かについて、ITシステム登録情報の正確性を検証するため、新型コロナウイルス感染症の給付金支払を母集団としてサンプルを抽出し、給付金請求書等と照合した。</li> <li>・連結貸借対照表 注14.に記載の（計算方法の概要）に記載されている通りに計算されていることを確かめるため、再計算を実施した。</li> </ul> |

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した連結財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、保険業法第110条第2項の規定に基づき、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子法人等の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### <内部統制監査>

##### 監査意見

当監査法人は、朝日生命保険相互会社の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告とした朝日生命保険相互会社の2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、朝日生命保険相互会社が2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子法人等と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結財務諸表の作成方針

1. 連結される子会社および子法人等数      4 社  
株式会社インフォテクノ朝日  
朝日ライフアセットマネジメント株式会社  
朝日ナティクシス・インベストメント・マネージャーズ株式会社  
なないろ生命保険株式会社

主要な非連結の子会社および子法人等は、朝日不動産管理株式会社であります。

非連結の子会社および子法人等については、総資産、売上高、当期純損益および剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2. 非連結の子会社および子法人等（朝日不動産管理株式会社他）については、それぞれ連結純損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないので、持分法を適用しておりません。
3. 連結される子会社および子法人等の決算日は3月31日であります。
4. のれんは、発生連結会計年度に全額償却しております。



## 2022年度（2023年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位:百万円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目               | 金 額       |
|-------------------|-----------|-------------------|-----------|
| ( 資 産 の 部 )       |           | ( 負 債 の 部 )       |           |
| 現 金 お よ び 預 貯 金   | 50,601    | 保 険 契 約 準 備 金     | 4,335,719 |
| コ ー ル ロ ー ン       | 166,000   | 支 払 備 金           | 36,411    |
| 買 入 金 銭 債 権       | 20,292    | 責 任 準 備 金         | 4,272,203 |
| 有 価 証 券           | 4,249,612 | 社 員 配 当 準 備 金     | 27,103    |
| 貸 付 金             | 303,961   | 再 保 険 借           | 826       |
| 有 形 固 定 資 産       | 360,023   | 社 債               | 150,555   |
| 土 地               | 212,541   | そ の 他 負 債         | 294,447   |
| 建 物               | 142,153   | 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 31,548    |
| リ ー ス 資 産         | 1,360     | 価 格 変 動 準 備 金     | 38,210    |
| 建 設 仮 勘 定         | 1,062     | 再評価に係る繰延税金負債      | 15,062    |
| その他の有形固定資産        | 2,906     | 支 払 承 諾           | 600       |
| 無 形 固 定 資 産       | 38,053    | 負債の部合計            | 4,866,969 |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 24,380    | ( 純 資 産 の 部 )     |           |
| その他の無形固定資産        | 13,672    | 基 金               | 51,000    |
| 代 理 店 貸           | 6         | 基 金 償 却 積 立 金     | 206,000   |
| 再 保 険 貸           | 26,871    | 再 評 価 積 立 金       | 281       |
| そ の 他 資 産         | 58,965    | 連 結 剰 余 金         | 79,001    |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 421       | 基 金 等 合 計         | 336,283   |
| 繰 延 税 金 資 産       | 8,745     | その他の有価証券評価差額金     | 130,668   |
| 支 払 承 諾 見 返       | 600       | 土 地 再 評 価 差 額 金   | △ 48,406  |
| 貸 倒 引 当 金         | △ 648     | 退職給付に係る調整累計額      | △ 2,104   |
|                   |           | その他の包括利益累計額合計     | 80,157    |
|                   |           | 非 支 配 株 主 持 分     | 96        |
|                   |           | 純資産の部合計           | 416,537   |
| 資 産 の 部 合 計       | 5,283,507 | 負債および純資産の部合計      | 5,283,507 |

注1. 当社の保有する有価証券（現金および預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）にもとづく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式および関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび同法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については原価法、その他有価証券については、3月末日の市場価格等にもとづく時価法（売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法）によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 当社は、個人保険・個人年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）にもとづき、責任準備金対応債券に区分しております。

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

4. 当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）にもとづき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に奥行補正等の合理的な調整を行って算定または同施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。

5. 当社の保有する有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

- ・有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。

- ・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

6. 外貨建資産・負債（子会社および関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。

7. (1) 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準にもとづき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果にもとづいて上記の引当を行っております。

- (2) 連結される子会社および子法人等の貸倒引当金は、当社の基準に準じて計上しております。

- (3) 破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5百万円であります。

8. 退職給付に係る負債および資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額にもとづき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

当社の退職給付に係る会計処理の方法は以下のとおりであります。

|                |          |
|----------------|----------|
| 退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準  |
| 数理計算上の差異の処理年数  | 翌期より6年   |
| 過去勤務費用の処理年数    | 発生年度全額処理 |

なお、従来、数理計算上の差異の処理年数を7年としておりましたが、従業員の平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当連結会計年度より6年に短縮しております。

これによる当連結会計年度の経常利益および税金等調整前当期純剰余への影響は軽微であります。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定にもとづき算出した額を計上しております。

10. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジおよび金利スワップの特例処理、外貨建債券および外貨建投資信託等の一部に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップの振当処理、その他の外貨建取引等については為替の振当処理を行っております。
- なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動またはキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。
11. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産にかかる控除対象外消費税等のうち、法人税法に規定する繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
12. 保険料等収入（再保険収入を除く）は、原則として、収納があり、保険契約上の責任または保険期間が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
- なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条および保険業法施行規則第69条第1項第2号にもとづき、責任準備金に積み立てております。
13. 再保険収入は、出再対象の保険契約（以下、「出再契約」という。）に係る収支等を計上した期に、再保険契約に定める出再割合等にもとづき受領する再保険金等を計上しております。
- なお、修正共同保険式再保険では、出再契約に係る新契約費相当額の一部として受領する出再手数料を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。

14. 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款にもとづく支払事由が発生し、当該約款にもとづいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条および保険業法施行規則第72条にもとづき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

当社の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）の入院給付金等の支払対象を当連結会計年度中に変更したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本則にもとづく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書（以下「ただし書」という。）の規定にもとづき、以下の方法により算出した額を計上しております。

（計算方法の概要）

みなし入院に係る既発生未報告支払備金とみなし入院以外に係る既発生未報告支払備金に区分して計算しております。

みなし入院以外に係る既発生未報告支払備金については、IBNR告示第1条第1項本則に掲げるすべての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額および保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。

みなし入院に係る既発生未報告支払備金については、支払事由の発生から請求までに要する平均的な期間を踏まえ、2022年9月26日以降の重症化リスクの高い方のみなし入院に係る額および新規感染者数、直近3カ月の新規感染者数にもとづき算出しております。

15. 再保険料は、出再対象の保険契約に係る収支等を計上した期に、再保険契約に定める出再割合等にもとづき支払われる再保険料を計上しております。

なお、再保険に付した部分に相当する一部の責任準備金および支払備金については、保険業法施行規則第71条第1項および同規則第73条第3項にもとづき不積立てとしております。

16. 当社は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約にもとづく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項にもとづき、保険料および責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

当社の責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。

- (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項および保険業法施行規則第80条にもとづき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条および保険業法施行規則第69条第1項第3号にもとづき、保険契約にもとづく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

17. 当社の有形固定資産の減損損失の算定方法は、次のとおりであります。

(1) 算定方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業全体で1つの資産グループとしております。また、賃貸不動産等、遊休不動産等、売却予定不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。複数の用途で使用されている物件のグルーピングについては、物件の用途率等に応じていずれの資産グループに属するかを決定しております。

資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる場合等に、減損の兆候を把握しております。

減損の兆候が把握された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

回収可能価額は、保険事業等の用に供している不動産等、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を適用しております。遊休不動産等、売却予定不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については、将来キャッシュ・フローの割引現在価値としており、その算定にあたって使用する割引率については、資本コストによっております。

また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準にもとづく評価額または公示価格を基準とした評価額等から処分費用見込額を差し引いて算定しております。

(2) 主要な仮定

減損損失の認識および使用価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローにおける主要な仮定は、資産グループの現在の使用状況（入居率、賃料等）を踏まえた使用計画であります。当該仮定は、経済環境や資産グループ固有の事象の変化の影響を受ける可能性があります。

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

減損損失の認識および使用価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローにおける主要な仮定は、外部情報を含めて入手可能な情報にもとづいた最善の見積りであると評価しております。一方で、将来の不確実性があることから、結果として翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

また、不動産鑑定評価基準にもとづく評価額は、将来の不動産市況の動向に影響を受ける可能性があり、その結果として正味売却価額が減少した場合には、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

18. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間にもとづく定額法により行っております。

19. 当連結会計年度より、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）を適用しております。

また、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これに伴い、下記21.において、一部の投資信託にレベルを付しております。

当社の保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、保険商品ごとの負債特性に応じ、以下の方針で行っております。

- ・利率変動積立型終身保険・利率変動型積立保険・2012年4月2日以降契約の新一時払個人年金保険については、資産と負債のデュレーションを一致させ金利変動リスクを回避することを目指す「マッチング型ALM」による国内公社債中心の運用を行っております。
- ・上記以外の個人保険・個人年金保険については、国内公社債・貸付金等の円金利資産をポートフォリオの中核として保険負債の特性に対応した運用を行いつつ、国内株式・外国証券・不動産等へ一定程度資産配分することにより、収益性の向上に取り組んでおります。

また、デリバティブ取引については、主に保有している有価証券が持つ価格変動リスク、為替変動リスク等および社債が持つ為替変動リスクを回避（ヘッジ）することを目的に活用しております。

なお、主な金融商品として、有価証券は価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスクおよび為替変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

市場リスクの管理にあたっては、VaR法による有価証券等のリスク量の定量的な管理と、市場環境が悪化するシナリオを想定し、当社ポートフォリオへの影響を分析するストレステストや感応度分析による管理を併用し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。信用リスクの管理にあたっては、VaR法によりポートフォリオ全体の信用リスク量を定量化し、リスク量が許容範囲内に収まるようコントロールしております。また、取引先の信用度に応じた社内信用格付の付与や、投融資執行部から独立したリスク管理統括部による事前の厳正な審査、事後のフォロー等を実施する体制を敷くとともに、信用リスクが特定の企業・グループに集中することを防止するため、信用リスクの程度に応じた与信枠を設定のうえ管理を行い、良質なポートフォリオの構築に努めております。



主な金融資産および金融負債にかかる連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金および預貯金、コールローン、債券貸借取引受入担保金は、主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

|                  | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額     |
|------------------|----------------|-----------|--------|
| 買入金銭債権           | 20,292         | 22,187    | 1,894  |
| 満期保有目的の債券        | 19,395         | 21,290    | 1,894  |
| その他有価証券          | 897            | 897       | -      |
| 有価証券             | 4,175,095      | 4,212,252 | 37,156 |
| 売買目的有価証券         | 26,198         | 26,198    | -      |
| 満期保有目的の債券        | 269,436        | 291,147   | 21,711 |
| 責任準備金対応債券        | 2,093,763      | 2,109,209 | 15,445 |
| その他有価証券          | 1,785,696      | 1,785,696 | -      |
| 貸付金              | 303,961        | 310,838   | 6,876  |
| 保険約款貸付           | 30,254         | 30,254    | -      |
| 一般貸付             | 273,707        | 280,583   | 6,876  |
| 資産計              | 4,499,350      | 4,545,278 | 45,927 |
| 社債               | 150,555        | 147,092   | △3,462 |
| 借入金              | 49,000         | 50,490    | 1,490  |
| 負債計              | 199,555        | 197,583   | △1,972 |
| 金融派生商品           | (9,204)        | (9,204)   | -      |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | (1,807)        | (1,807)   | -      |
| ヘッジ会計が適用されているもの  | (7,397)        | (7,397)   | -      |

\*デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

非上場株式等（子会社・関連会社を含む）の市場価格のない株式等については、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、21,577百万円であります。

投資信託については、時価算定会計基準適用指針第24-3項、第24-9項の取扱いを適用した投資信託も有価証券に含めております。

組合等への出資については、時価算定会計基準適用指針第24-16項の取扱いを適用し、有価証券に含めておりません。当該組合等への出資の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、52,939百万円であります。

21. 主な金融商品の時価の内訳等に関する事項は、次のとおりであります。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位:百万円)

| 区分           | 時価      |           |        |           |
|--------------|---------|-----------|--------|-----------|
|              | レベル1    | レベル2      | レベル3   | 合計        |
| 買入金銭債権       | -       | -         | 897    | 897       |
| その他有価証券      | -       | -         | 897    | 897       |
| 有価証券(*1)     | 547,776 | 1,060,016 | 64,899 | 1,672,692 |
| 売買目的有価証券     | -       | 26,198    | -      | 26,198    |
| その他          | -       | 26,198    | -      | 26,198    |
| その他有価証券      | 547,776 | 1,033,818 | 64,899 | 1,646,493 |
| 国債・地方債       | 24,700  | 2,683     | -      | 27,383    |
| 社債           | -       | 374,147   | -      | 374,147   |
| 株式           | 431,919 | -         | -      | 431,919   |
| 外国債券         | 8,310   | 477,007   | 64,899 | 550,216   |
| その他          | 82,846  | 179,980   | -      | 262,826   |
| 資産計          | 547,776 | 1,060,016 | 65,796 | 1,673,589 |
| デリバティブ取引(*2) | 0       | (9,755)   | 549    | (9,204)   |
| 通貨関連         | -       | (9,755)   | -      | (9,755)   |
| 株式関連         | 0       | -         | 549    | 550       |

(\*1)時価算定会計基準適用指針第24-3項、第24-9項の取扱いを適用した投資信託については、上記表に含めておりません。同適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表価額は、134,005百万円であります。同適用指針第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表価額は、5,196百万円であります。

(\*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

①時価算定会計基準適用指針第24-3項、第24-9項の取扱いを適用した投資信託

ア 時価算定会計基準適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から  
 期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

|                                                   |         |
|---------------------------------------------------|---------|
| 期首残高                                              | 121,141 |
| 当期の損益<br>またはその他の包括利益                              | 642     |
| 損益に計上(*1)                                         | 1,926   |
| その他の包括利益に計上(*2)                                   | △1,283  |
| 購入、売却および償還の純額                                     | 12,221  |
| 投資信託の基準価額を<br>時価とみなすこととした額                        | -       |
| 投資信託の基準価額を<br>時価とみなさないこととした額                      | -       |
| 期末残高                                              | 134,005 |
| 当期損益に計上した額のうち<br>連結貸借対照表において保有する<br>投資信託の評価損益(*1) | 1,926   |

(\*1)連結損益計算書の「資産運用収益」および「資産運用費用」に含まれております。

(\*2)連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

イ 当連結会計年度末における解約等に関する制限の内容ごとの内訳

(単位:百万円)

| 内容                     | 金額     |
|------------------------|--------|
| 解約意思表示から解約日まで1カ月超かかるもの | 45,332 |
| 上記以外のもの                | 88,672 |

ウ 時価算定会計基準適用指針第24－9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から  
 期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

|                                                   |       |
|---------------------------------------------------|-------|
| 期首残高                                              | 5,104 |
| 当期の損益<br>またはその他の包括利益                              | 93    |
| 損益に計上(*1)                                         | -     |
| その他の包括利益に計上(*2)                                   | 93    |
| 購入、売却および償還の純額                                     | △0    |
| 投資信託の基準価額を<br>時価とみなすこととした額                        | -     |
| 投資信託の基準価額を<br>時価とみなさないこととした額                      | -     |
| 期末残高                                              | 5,196 |
| 当期損益に計上した額のうち<br>連結貸借対照表において保有する<br>投資信託の評価損益(*1) | -     |

(\*1)連結損益計算書の「資産運用収益」および「資産運用費用」に含まれております。

(\*2)連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位:百万円)

| 区分        | 時価        |         |         |           |
|-----------|-----------|---------|---------|-----------|
|           | レベル1      | レベル2    | レベル3    | 合計        |
| 買入金銭債権    | -         | 20,842  | 447     | 21,290    |
| 満期保有目的の債券 | -         | 20,842  | 447     | 21,290    |
| 有価証券      | 1,715,893 | 510,901 | 173,562 | 2,400,357 |
| 満期保有目的の債券 | 36,263    | 81,322  | 173,562 | 291,147   |
| 国債・地方債    | 36,263    | -       | -       | 36,263    |
| 社債        | -         | 81,322  | -       | 81,322    |
| 外国債券      | -         | -       | 173,562 | 173,562   |
| 責任準備金対応債券 | 1,679,630 | 429,579 | -       | 2,109,209 |
| 国債・地方債    | 1,679,630 | 46,179  | -       | 1,725,809 |
| 社債        | -         | 383,400 | -       | 383,400   |
| 貸付金       | -         | -       | 310,838 | 310,838   |
| 保険約款貸付    | -         | -       | 30,254  | 30,254    |
| 一般貸付      | -         | -       | 280,583 | 280,583   |
| 資産計       | 1,715,893 | 531,744 | 484,848 | 2,732,485 |
| 社債        | -         | 147,092 | -       | 147,092   |
| 借入金       | -         | -       | 50,490  | 50,490    |
| 負債計       | -         | 147,092 | 50,490  | 197,583   |

### (3) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

#### ①有価証券（買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）にもとづく有価証券として取扱うものを含む）

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に上場株式や上場投資信託、市場での取引が活発な国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に社債および外国債券等がこれに含まれます。相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップ金利、金利スワップスプレッド、カレンシーベシス等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託については、取引先金融機関から提示された価格等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

#### ②貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

一般貸付については、貸付金の種類毎に元利金の合計額を、市場金利に内部格付にもとづく一定の調整を加えた割引率で割り引いて時価を算出しており、レベル3の時価に分類しております。なお、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

#### ③社債

当社の発行する社債については、市場価格等を時価として採用し、レベル2の時価に分類しております。また、通貨スワップの振当処理の対象とされた社債については、当該時価を含めて記載しております。通貨スワップの時価は外部情報ベンダーの評価を時価として採用しております。

#### ④借入金

借入金については、元利金の合計額を、市場金利に当社の信用リスクにもとづく一定の調整を加えた割引率で割り引いて時価を算出しており、レベル3の時価に分類しております。

#### ⑤デリバティブ取引

デリバティブ取引については、為替予約は3月末日のTTMにもとづき当社で算出した理論価格を、通貨オプション取引、株式オプション取引、金利スワップ取引は取引先金融機関から提示された価格等を時価としております。

評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

- (4) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報

レベル3の時価については、第三者から入手した価格を調整せずに使用しております。

②期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

|                                                          | 買入金銭債権  | 有価証券    | 資産計    | デリバティブ取引 |
|----------------------------------------------------------|---------|---------|--------|----------|
|                                                          | その他有価証券 | その他有価証券 |        | 株式関連     |
|                                                          | その他     | 外国債券    |        |          |
| 期首残高                                                     | 957     | 29,482  | 30,440 | 270      |
| 当期の損益<br>またはその他の包括利益                                     | △39     | △1,498  | △1,538 | △1,981   |
| 損益に計上(*1)                                                | △20     | 298     | 278    | △1,981   |
| その他の包括利益に計上(*2)                                          | △18     | △1,797  | △1,816 | -        |
| 購入、売却、発行および決済の純額                                         | △20     | -       | △20    | 2,262    |
| レベル3の時価への振替(*3)                                          | -       | 41,912  | 41,912 | -        |
| レベル3の時価からの振替(*4)                                         | -       | △4,997  | △4,997 | -        |
| 期末残高                                                     | 897     | 64,899  | 65,796 | 550      |
| 当期損益に計上した額のうち連結貸借<br>対照表において保有する金融資産および<br>金融負債の評価損益(*1) | △20     | 298     | 278    | △1,981   |

(\*1)連結損益計算書の「資産運用収益」および「資産運用費用」に含まれております。

(\*2)連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(\*3)レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、観察可能なデータが不足していることによるものであります。当該振替は連結会計期間の末日に行っております。

(\*4)レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、観察可能なデータが利用可能になったことによるものであります。当該振替は連結会計期間の末日に行っております。

③時価の評価プロセスの説明

当社は主計部およびリスク管理統括部にて時価の算定に関する方針および手続を定めており、これに沿ってリスク管理統括部が時価を算定しております。算定された時価については、リスク管理統括部内の独立した部署にて、時価の算定に用いられた評価技法およびインプットの妥当性ならびに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

22. 当社は、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は、237,083百万円、時価は、287,980百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書にもとづく金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)によっております。
23. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、199,653百万円であります。
24. 債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権ならびに貸付条件緩和債権の額は、521百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。
- (1) 債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は386百万円であります。上記取立不能見込額の直接減額は、5百万円であります。
- なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。
- (2) 債権のうち、危険債権額は30百万円であります。
- なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。
- (3) 債権のうち、三月以上延滞債権額は85百万円であります。
- なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。
- (4) 債権のうち、貸付条件緩和債権額は20百万円であります。
- なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。
25. 有形固定資産の減価償却累計額は282,149百万円であります。
26. 保険業法第118条の規定による特別勘定の資産の額は26,438百万円であります。
- なお、負債の額も同額であります。

27. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
- |                  |           |
|------------------|-----------|
| 当連結会計年度期首現在高     | 28,644百万円 |
| 前連結会計年度剰余金からの繰入額 | 2,121百万円  |
| 当連結会計年度社員配当金支払額  | 3,664百万円  |
| 利息による増加等         | 3百万円      |
| 当連結会計年度末現在高      | 27,103百万円 |
28. 非連結の子会社および子法人等の株式は8,131百万円であります。
29. 担保に供されている資産の額は、有価証券3,224百万円であります。
30. 平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当連結会計年度末残高は26,106百万円であります。
31. 当社は、2015年8月に募集した基金80,000百万円のうち40,000百万円を期限前償却しております。これに伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。
32. 売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は21,882百万円であり、担保に差し入れているものではありません。
33. 貸付金にかかるコミットメントライン契約の融資未実行残高は、10,086百万円であります。
34. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
35. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金49,000百万円を含んでおります。



36. (1) 繰延税金資産の総額は65,621百万円、繰延税金負債の総額は41,915百万円であります。

繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、14,960百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、

|            |                |
|------------|----------------|
| 危険準備金      | 17,930百万円、     |
| 価格変動準備金    | 10,660百万円、     |
| 退職給付に係る負債  | 8,802百万円、      |
| 減損損失       | 7,356百万円、      |
| I B N R 備金 | 4,770百万円、      |
| および繰越欠損金   | 3,526百万円であります。 |

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、

その他有価証券の評価差額 37,793百万円であります。

税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次のとおりです。

(単位:百万円)

|           | 1年以内 | 1年超<br>5年以内 | 5年超    | 合計     |
|-----------|------|-------------|--------|--------|
| 税務上の繰越欠損金 | -    | -           | 3,526  | 3,526  |
| 評価性引当額    | -    | -           | △1,258 | △1,258 |
| 繰延税金資産    | -    | -           | 2,268  | 2,268* |

\*繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

(2) 当連結会計年度における法定実効税率は27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、基金利息△5.2%であります。

(3) 当社および一部の子会社は、当連結会計年度より、当社を通算親会社としてグループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税および地方法人税ならびに税効果会計の会計処理および開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用しております。

37. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社および連結される子会社および子法人等は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）および退職一時金制度（非積立型制度でありますが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっております。）を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|                |                  |
|----------------|------------------|
| 期首における退職給付債務   | 40,397百万円        |
| 勤務費用           | 1,864百万円         |
| 利息費用           | 398百万円           |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | 597百万円           |
| 退職給付の支払額       | <u>△3,720百万円</u> |
| 期末における退職給付債務   | <u>39,538百万円</u> |

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 期首における年金資産     | 8,069百万円        |
| 期待運用収益         | 79百万円           |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | 149百万円          |
| 事業主からの拠出額      | 243百万円          |
| 退職給付の支払額       | <u>△131百万円</u>  |
| 期末における年金資産     | <u>8,411百万円</u> |

③退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

|                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| 積立型制度の退職給付債務          | 39,538百万円        |
| 年金資産                  | <u>△8,411百万円</u> |
|                       | 31,127百万円        |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | <u>31,127百万円</u> |
| 退職給付に係る負債             | 31,548百万円        |
| 退職給付に係る資産             | <u>△421百万円</u>   |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | <u>31,127百万円</u> |

④退職給付に関連する損益

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 勤務費用              | 1,864百万円        |
| 利息費用              | 398百万円          |
| 期待運用収益            | △79百万円          |
| 数理計算上の差異の当期の費用処理額 | <u>409百万円</u>   |
| 確定給付制度に係る退職給付費用   | <u>2,593百万円</u> |

⑤その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は以下のとおりであります。

|          |                  |
|----------|------------------|
| 数理計算上の差異 | <u>△ 3 8 百万円</u> |
| 合計       | <u>△ 3 8 百万円</u> |

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は以下のとおりであります。

|             |                     |
|-------------|---------------------|
| 未認識数理計算上の差異 | <u>2, 9 2 4 百万円</u> |
| 合計          | <u>2, 9 2 4 百万円</u> |

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

|     |                |
|-----|----------------|
| 株式  | 3 8 %          |
| 債券  | 1 9 %          |
| その他 | <u>4 3 %</u>   |
| 合計  | <u>1 0 0 %</u> |

⑦長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

当社の期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。

|              |          |
|--------------|----------|
| 割引率          | 1 . 0 %  |
| 長期期待運用収益率    | 0 . 8 %  |
| （うち、確定給付企業年金 | 1 . 6 %） |

2022年度 〔 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで 〕 連結損益計算書

(単位:百万円)

| 科 目                          | 金 額     |
|------------------------------|---------|
| 経 常 収 益                      | 671,638 |
| 保 険 料 等 収 入                  | 418,799 |
| 資 産 運 用 収 益                  | 143,540 |
| 利 息 お よ び 配 当 金 等 収 入        | 117,878 |
| 有 価 証 券 売 却 益                | 16,117  |
| 有 価 証 券 償 還 益                | 98      |
| 為 替 差 益                      | 1,913   |
| そ の 他 運 用 収 益                | 7,102   |
| 特 別 勘 定 資 産 運 用 益            | 429     |
| そ の 他 経 常 収 益                | 109,299 |
| 経 常 費 用                      | 661,847 |
| 保 険 金 等 支 払 金                | 417,238 |
| 保 険 金                        | 110,749 |
| 年 金                          | 112,411 |
| 給 付 金                        | 97,218  |
| 解 約 返 戻 金                    | 81,755  |
| そ の 他 返 戻 金 等                | 15,104  |
| 責 任 準 備 金 等 繰 入 額            | 4,389   |
| 支 払 備 金 繰 入 額                | 4,386   |
| 社 員 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額      | 3       |
| 資 産 運 用 費 用                  | 64,899  |
| 支 払 利 息                      | 3,986   |
| 有 価 証 券 売 却 損                | 25,525  |
| 有 価 証 券 評 価 損                | 114     |
| 有 価 証 券 償 還 損                | 466     |
| 金 融 派 生 商 品 費 用              | 18,826  |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額              | 99      |
| 貸 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費      | 5,565   |
| そ の 他 運 用 費 用                | 10,313  |
| 事 業 費                        | 137,405 |
| そ の 他 経 常 費 用                | 37,914  |
| 経 常 利 益                      | 9,791   |
| 特 別 利 益                      | 11,888  |
| 固 定 資 産 等 処 分 益              | 1,889   |
| 価 格 変 動 準 備 金 戻 入 額          | 9,999   |
| 特 別 損 失                      | 6,054   |
| 固 定 資 産 等 処 分 損              | 2,720   |
| 減 損 損 失                      | 3,289   |
| そ の 他 特 別 損 失                | 44      |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 剰 余        | 15,625  |
| 法 人 税 お よ び 住 民 税 等          | △ 1,284 |
| 法 人 税 等 調 整 額                | 5,343   |
| 法 人 税 等 合 計                  | 4,058   |
| 当 期 純 剰 余                    | 11,566  |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 剰 余 | 53      |
| 親 会 社 に 帰 属 する 当 期 純 剰 余     | 11,513  |

注1. (1) 有価証券売却益の内訳は、

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 国債等債券 | 6, 7 2 0 百万円、      |
| 株式等   | 1, 4 9 2 百万円、      |
| 外国証券  | 7, 9 0 4 百万円であります。 |

(2) 有価証券売却損の内訳は、

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 国債等債券 | 3, 7 5 2 百万円、        |
| 株式等   | 1, 9 8 7 百万円、        |
| 外国証券  | 1 9, 7 8 5 百万円であります。 |

(3) 有価証券評価損の内訳は、

|      |             |
|------|-------------|
| 株式等  | 1 0 8 百万円、  |
| 外国証券 | 5 百万円であります。 |

2. 「金融派生商品費用」には、評価損が4, 7 6 1 百万円含まれております。

3. 保険料等収入に含まれる再保険収入には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額25, 849百万円を含んでおります。

保険金等支払金に含まれる再保険料には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額6, 135百万円を含んでおります。

4. 当連結会計年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

資産のグルーピング方法は、連結貸借対照表注記17.に記載のとおりであります。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

| 用 途         | 減 損 損 失 （ 百 万 円 ） |          |          |
|-------------|-------------------|----------|----------|
|             | 土 地               | 建 物      | 計        |
| 賃 貸 不 動 産 等 | —                 | —        | —        |
| 遊 休 不 動 産 等 | 5 5 2             | 1, 6 8 3 | 2, 2 3 5 |
| 売却予定不動産等    | 7 0 1             | 3 5 1    | 1, 0 5 3 |
| 合 計         | 1, 2 5 4          | 2, 0 3 5 | 3, 2 8 9 |

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等、売却予定不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを3.3%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準にもとづく評価額または公示価格を基準とした評価額等から処分費用見込額を差し引いて算定しております。

2022年度  $\left( \begin{array}{c} 2022\text{年}4\text{月}1\text{日から} \\ 2023\text{年}3\text{月}31\text{日まで} \end{array} \right)$  連結包括利益計算書

(単位:百万円)

| 科 目          | 金 額      |
|--------------|----------|
| 当期純剰余        | 11,566   |
| その他の包括利益     | △ 43,296 |
| その他有価証券評価差額金 | △ 43,270 |
| 退職給付に係る調整額   | △ 26     |
| 包括利益         | △ 31,730 |
| 親会社に係る包括利益   | △ 31,783 |
| 非支配株主に係る包括利益 | 53       |

注 1. その他の包括利益の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

その他有価証券評価差額金：

|              |                     |
|--------------|---------------------|
| 当期発生額        | △ 6 9, 4 4 9        |
| 組替調整額        | <u>8, 7 0 8</u>     |
| 税効果調整前       | △ 6 0, 7 4 0        |
| 税効果額         | <u>1 7, 4 7 0</u>   |
| その他有価証券評価差額金 | <u>△ 4 3, 2 7 0</u> |

退職給付に係る調整額：

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 当期発生額      | △ 4 4 7             |
| 組替調整額      | <u>4 0 9</u>        |
| 税効果調整前     | △ 3 8               |
| 税効果額       | <u>1 2</u>          |
| 退職給付に係る調整額 | <u>△ 2 6</u>        |
| その他の包括利益合計 | <u>△ 4 3, 2 9 6</u> |



2022年度〔 2022年4月 1日から  
2023年3月31日まで 〕 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

| 科 目                                 | 金 額              |
|-------------------------------------|------------------|
| <b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>             |                  |
| 税金等調整前当期純剰余 (△は損失)                  | 15,625           |
| 賃貸用不動産等減価償却費                        | 5,565            |
| 減価償却費                               | 13,439           |
| 減損損失                                | 3,289            |
| 支払備金の増減額 (△は減少)                     | 4,386            |
| 責任準備金の増減額 (△は減少)                    | △ 93,356         |
| 社員配当準備金積立利息繰入額                      | 3                |
| 貸倒引当金の増減額 (△は減少)                    | 99               |
| 退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)                | △ 1,119          |
| 価格変動準備金の増減額 (△は減少)                  | △ 9,999          |
| 利息および配当金等収入                         | △ 117,878        |
| 有価証券関係損益 (△は益)                      | 9,461            |
| 金融派生商品損益 (△は益)                      | 18,826           |
| 支払利息                                | 3,986            |
| 為替差損益 (△は益)                         | △ 1,913          |
| 有形固定資産関係損益 (△は益)                    | △ 468            |
| 再保険貸の増減額 (△は増加)                     | △ 20,082         |
| その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加) | △ 3,867          |
| 再保険借の増減額 (△は減少)                     | 50               |
| その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少) | 1,680            |
| その他                                 | 12,250           |
| <b>小 計</b>                          | <b>△ 160,021</b> |
| 利息および配当金等の受取額                       | 120,844          |
| 利息の支払額                              | △ 3,693          |
| 社員配当金の支払額                           | △ 3,664          |
| 法人税等の支払額                            | △ 10,344         |
| <b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>             | <b>△ 56,880</b>  |
| <b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>             |                  |
| 買入金銭債権の売却・償還による収入                   | 2,199            |
| 有価証券の取得による支出                        | △ 563,641        |
| 有価証券の売却・償還による収入                     | 801,416          |
| 貸付けによる支出                            | △ 65,193         |
| 貸付金の回収による収入                         | 74,249           |
| 金融派生商品による収支 (純額)                    | △ 129,065        |
| 債券貸借取引受入担保金の増減額 (△は減少)              | 2,698            |
| <b>資産運用活動計</b>                      | <b>122,663</b>   |
| (営業活動および資産運用活動計)                    | ( 65,782)        |
| 有形固定資産の取得による支出                      | △ 8,232          |
| 有形固定資産の売却による収入                      | 4,147            |
| その他                                 | △ 14,332         |
| <b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>             | <b>104,245</b>   |
| <b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>             |                  |
| 借入れによる収入                            | 10,000           |
| 借入金の返済による支出                         | △ 2,000          |
| 社債の発行による収入                          | 48,131           |
| 基金の償却による支出                          | △ 40,000         |
| 基金利息の支払額                            | △ 4,040          |
| 非支配株主への配当金の支払額                      | △ 51             |
| その他                                 | △ 834            |
| <b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>             | <b>11,205</b>    |
| <b>現金および現金同等物の増減額 (△は減少)</b>        | <b>58,570</b>    |
| <b>現金および現金同等物期首残高</b>               | <b>158,030</b>   |
| <b>現金および現金同等物期末残高</b>               | <b>216,601</b>   |

1. 現金および現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。

2022年度

2022年4月1日から  
2023年3月31日まで

連結基金等変動計算書

(単位：百万円)

|                        | 基金等      |         |        |          |          |
|------------------------|----------|---------|--------|----------|----------|
|                        | 基金       | 基金償却積立金 | 再評価積立金 | 連結剰余金    | 基金等合計    |
| 当期首残高                  | 91,000   | 166,000 | 281    | 111,982  | 369,264  |
| 当期変動額                  |          |         |        |          |          |
| 社員配当準備金の積立             |          |         |        | △ 2,121  | △ 2,121  |
| 基金償却積立金の積立             |          | 40,000  |        | △ 40,000 |          |
| 基金利息の支払                |          |         |        | △ 4,040  | △ 4,040  |
| 親会社に帰属する当期純剰余          |          |         |        | 11,513   | 11,513   |
| 基金の償却                  | △ 40,000 |         |        |          | △ 40,000 |
| 土地再評価差額金の取崩            |          |         |        | 1,666    | 1,666    |
| 基金等以外の項目の当期変動額<br>(純額) |          |         |        |          |          |
| 当期変動額合計                | △ 40,000 | 40,000  | —      | △ 32,981 | △ 32,981 |
| 当期末残高                  | 51,000   | 206,000 | 281    | 79,001   | 336,283  |

|                        | その他の包括利益累計額      |              |                  |                   | 非支配株主<br>持分 | 純資産合計    |
|------------------------|------------------|--------------|------------------|-------------------|-------------|----------|
|                        | その他有価証券<br>評価差額金 | 土地再評価<br>差額金 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |             |          |
| 当期首残高                  | 173,938          | △ 46,739     | △ 2,077          | 125,121           | 94          | 494,480  |
| 当期変動額                  |                  |              |                  |                   |             |          |
| 社員配当準備金の積立             |                  |              |                  |                   |             | △ 2,121  |
| 基金償却積立金の積立             |                  |              |                  |                   |             |          |
| 基金利息の支払                |                  |              |                  |                   |             | △ 4,040  |
| 親会社に帰属する当期純剰余          |                  |              |                  |                   |             | 11,513   |
| 基金の償却                  |                  |              |                  |                   |             | △ 40,000 |
| 土地再評価差額金の取崩            |                  |              |                  |                   |             | 1,666    |
| 基金等以外の項目の当期変動額<br>(純額) | △ 43,270         | △ 1,666      | △ 26             | △ 44,963          | 1           | △ 44,962 |
| 当期変動額合計                | △ 43,270         | △ 1,666      | △ 26             | △ 44,963          | 1           | △ 77,943 |
| 当期末残高                  | 130,668          | △ 48,406     | △ 2,104          | 80,157            | 96          | 416,537  |

# 内部統制報告書

2023年5月16日

朝日生命保険相互会社

代表取締役社長 木村 博紀

主計部担当執行役員 小野 貴裕

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長木村博紀および主計部を担当する執行役員小野貴裕は、当社の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合等があり、固有の限界を有するため、その目的の達成にとって絶対的なものではなく、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日および評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2023年3月31日を基準日として行っています。評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては保険業法第110条第2項に基づく連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針およびその他の注記に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、関連文書の閲覧、当該内部統制に関係する適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等を実施し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、朝日生命および連結子法人等について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響の重要性を考慮して決定しており、朝日生命および連結子法人等1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子法人等3社については、金額的および質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の経常収益（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結経常収益の概ね2/3に達している朝日生命のみを「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「有価証券」、「一般貸付金」、「保険契約準備金」、「保険料等収入」、「保険金等支払金」に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業または業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4【付記事項】

該当事項はありません。

## 5【特記事項】

該当事項はありません。

以上